
《論 文》

明治初期の朝鮮政策と江華島条約－宮本小一を中心に

諸 洪 一

要 旨

明治九年に締結された江華島条約（日朝修好条規）については、様々な評価がつきまとつ。対極にある二つの評価のうち、日本における従来の評価は、朝鮮を開国して国際社会に導き「啓誘」する条約だったとする。一方、韓国および日本の一派における従来の評価は、朝鮮を開国させたが、それは「一方的」なものであり、さらに「侵略」の始まりとなつた条約だったとする。いずれの評価も朝鮮は受け身に転じている。ところが、このような従来の評価に対して最近、韓国側から新しい見解が続々と発表されている。すなわち江華島条約は、朝鮮側が積極的であってむしろ日本側が消極的だったとするのである。この逆転の解釈は、朝鮮側の史料に立脚する主張である。では何故このような大きな解釈の転換が行われたのであろうか。本稿は、韓国側の新たな見解を念頭におきつつ日本側の史料を中心にして条約の性格と交渉の実態にアプローチする。先行研究ではほとんど触れていない外務大丞宮本小一なる人物に焦点を合わせ、宮本の「朝鮮論」を中心に、江華島条約の性格と実態に迫っていきたい。

キーワード：宮本小一、江華島条約、侵略、啓誘、征韓論、「朝鮮論」

問題提起

一八七六年二月、近代日本と朝鮮の新関係を規定する日朝修好条規（以下、朝日修好条規という韓国側の条約名を含めて江華島条約という通称を用いる。筆者注、以下同じ）が締結され、同年八月には日朝修好条規附録（以下、通商章程と略す）が締結された。この条約は、近代日本が「鎖国」状態にあった朝鮮の門戸をこじ開けた条約として評価されてきた。同時にその手法は「侵略的」であったことが強調されたが、結果的に朝鮮の近代化が始まったともされてきた。今日の韓国史の時代区分において近代の始まりを江華島条約に求めるに異論はないようである。

江華島条約に関するこのような通説的理解を打ち立てた最大の立役者に田保橋潔の名前を挙げることに躊躇はなさそうだ。田保橋は、一八六〇年代から一八九四年の日清戦争開戦までの朝鮮・日本・清国の内政と外交を総合的に研究し、日中戦争の最中の一九四〇年に大著『近代

『日鮮関係の研究』⁽¹⁾を出版した。京城帝国大学教授であった田保橋は、日中戦争の真最中に博士論文として本書を提出したが、「当時の右翼教授から国体に反するものとして採用を拒否され」たという⁽²⁾。膨大な一次史料を駆使し、実証的かつ客観的に淡々と記述される本書は、だからこそ皇国史觀が吹き荒れる当時の時流に反する危険な書として目されたのであろう。また、戦争中という厳しい状況であったにもかかわらず出版にこぎ着けられたのは、「朝鮮総督府内務局長は、著者の研究が朝鮮統治上の参考資料として重要なを認め、特に国費を以て、印刷に附することを約せられ」たためであった⁽³⁾。朝鮮総督府内務局長の大竹十郎も本書の巻頭言において、「朝鮮統治の上に於ても、得難き好資料であると信じ、特に印刷に附し、執務の参考として配布する次第である」といっている⁽⁴⁾。このような経緯で出版された本書は、「朝鮮統治上の参考資料」としての性格と皇国史觀に反する実証的で客観的な「朝鮮近代史の研究書ないし資料集としても超一級の基礎的文献」⁽⁵⁾としての性格を併せ持つ名著となり、今日なお当該期研究の最高の権威を保っている書である⁽⁶⁾。

ところで田保橋は、本書の最後（別編「対州藩を中心としたる日韓関係」を除く）に日清両国の宣戦布告文を載せながらも敢えてそれに関する解説を一切加えておらず、宣戦布告文の史料のみを紹介して終わっている。要するに、両国の宣戦布告文こそが本書の結論を何よりも明確に示しているので、これを読んだうえで推してはかるべきことを暗示しているようである。宣戦布告文の骨子を推してはかるに、まず清国の宣戦の上諭が、「朝鮮為我大清藩属二百余年」⁽⁷⁾とあるのに対して、日本の宣戦の詔勅は、「朝鮮は帝国が其の始に啓誘して、列国の伍伴に就かしめたる独立の一国たり、而して清国は毎に自ら朝鮮を属邦と称し、陰に陽に其の内政に干渉し」⁽⁸⁾ているのでやむを得ず宣戦を布告せざるを得なかつたというところが、核心的に對をなしているところといえよう。日本側からみる日清戦争は、独立国朝鮮を属邦化しようとする「あくどい」清国と、朝鮮をはじめから「啓誘」して独立国たらんとする「正義」の日本との戦争という構図をとらしめる。つまり日清戦争は「正義」の戦争となるのである。

では、清国の朝鮮「属邦化」政策に対して朝鮮を「独立の一国」たらしめるため「啓誘」する、という「表現」の由来をなすのは、いつからだったのであろうか。田保橋は、江華島条約第一款の「自主の邦」の解説において「日本は云ふ迄もなく完全な独立国であり、内治外交に絶対に第三国の干渉を許さない。然るに朝鮮は清国の藩属で、完全な独立国ではない（中略）今後二〇年間朝鮮・清国と第三国間に婁々重大な係争を惹起し、日清戦役の一原因をなして居る」と語っている⁽⁹⁾。ここで見えてくる本書の基本的な枠組みは、日清戦争勃発の原因を江華島条約第一款の「自主の邦」の文言から立ち上げ、日清両国の宣戦布告文が出されるまでの経緯を組み立てていることが伺えよう。もう一つ注目されるのは、朝鮮が「清国の藩属」であったことと、日本が「完全な独立国」だったとする「表現」が織りなすコントラストである。日本が「完全な独立国」だったかという問題はさておき、田保橋の一貫した論証の基底にあったのは、日本は朝鮮とは違って東アジアの伝統的国際秩序（いわゆる冊封体制）の外側に置かれ

ていたということのようである。すなわち日本外交は、中国を中心とする東アジア外交圏から独立していたということになる。本書の重要な一つの分析ツールが、「清韓宗属関係」にならざるをえない所以である。今日の日本の当該期の研究は、およそ本書の示した以上のような枠組みを大きく逸脱しては言ひ難いのではなかろうか。

最近の研究としては高橋秀直氏の一連の研究がある⁽¹⁰⁾。高橋氏は、田保橋の研究を前提にしながら、明治初期以来の朝鮮政策の流れを、政府等対論（稳健路線）と征韓論（皇使派遣論として現れる、強硬路線）との対立過程として捉えており、「両路線の対抗はその主張者を変えながら明治初年以来、一貫してつづいていた」⁽¹¹⁾と、重要な指摘をなされている。高橋氏の用いる政府等対論とは、維新以来日朝交渉不調の原因の一つであったとされる「皇」・「勅」の問題を避けるべく、交渉の主体を両国元首の名（天皇と国王）を避けて対等な両国政府レベルの関係で解決しようとする論理をいう。征韓論とは、明治初期の朝鮮問題を論じるうえで欠くことのできない有名な問題である。高橋氏は、木戸の征韓論や明治六年の征韓論問題を、いずれも内政との関わりの文脈のなかで読み解くべきことを主張する。事実、木戸の征韓論や西郷隆盛の皇使派遣論は、外務省・外交官僚の外交政策とはおよそ無関係なところで発生していることから考えると、高橋氏の指摘は的を射ているといえよう。

しかし本稿は、征韓論を外交政策としてのみ捉え、内政との関わりにおける征韓論にまでは広げないようにしたい。なぜなら、内政との関わりにおける征韓論にまで問題を広げると、やや抽象的な政策論までが分析の対象となり、しばしば論点がぼけてしまうことが多かったように思えるからである。よって日本の外交政策としての朝鮮政策に問題を絞り込み、抽象的な政策論については必要最小限の言及に止め、論点をより明確に浮き彫りにすることができるよう努めたい。また分析のツールとして万国公法を重視する。強硬論と稳健論の対立と競合は、この万国公法を、日本の国内外の情勢および朝鮮の対外政策の変化を見極めながら、如何に適用していたのか、すなわち万国公法の原則的適用（伝統的要素を排除する）なのか相対的適用（伝統的要素を加味する）なのか、によって判断する手法をとる。抽象的な征韓論は、前近代的な伝統的朝鮮認識すなわち伝統的蔑視論により近接しており、万国公法の枠組みの中での政策論としては説明できないものと考えられる。

ところで、ここで田保橋の著書の趣旨を裏返して読んでみよう。すなわち、田保橋が考えていた東アジアの国際秩序を相対化して読んでみる。すると朝鮮は、東アジアの伝統的国際秩序のなかにおける有史以来の独立国であり、江華島条約はその独立国朝鮮に対する日本の侵略の始まりだったというふうに読むことができよう。これが江華島条約に対する韓国の従来の評価であった。たとえば、『韓國民族文化大百科事典』の「江華島条約」は、「特に第一条は、朝鮮と清国との関係を弱化させるための意図と評価され、第五条は元山と仁川を開港させて通商業務の他に政治的・軍事的侵略意図が内包されたものであった。それから第七条は朝鮮沿岸測量権を獲得することによって軍事作戦の時の上陸地点を探索させたものであり、第十条は治外法

権を認めた不平等条約であった。意義：条約の締結によって朝鮮は開港政策をとるようになり、徐々に国際舞台に登場するきっかけになったが、不平等条約だったため日本の植民地主義的侵略の始発点になった」とある⁽¹²⁾。また、韓国史概説書の基本的なテキストである李基白『韓国史新論』は、「不平等条約を強要したもの」であり、「条約の性格が一方的なものであったことを推測させる」とする⁽¹³⁾。要するに、江華島条約に関する従来の韓国の評価は、田保橋の主張の裏返しであったといえよう。

ところが、最近の韓国の研究は大きな転換を迎えているようである。たとえば韓国近代史研究の権威の李泰鎮「1876年の江華島条約の明と暗」は、「江華島条約がこのように順調に進行したのは、あくまでも朝鮮国王（高宗）の開国・開化に対する確固たる決意による」ものであり、これに反して「日本側が却ってもっと消極的であった」とする⁽¹⁴⁾。また若手研究者である尹昭英「朝日修好条規の歴史的位置」は、「この条約（江華島条約）は、日本の意志が一方的に貫徹された結果として見ることはできない」とし、さらに「江華島条約は、朝鮮の伝統的な外交路線に対抗した朴珪寿らの開国路線が貫徹された結果であり、これを通じて朝鮮の変革勢力の開化派が成長できる基盤を整えたという点から考えると、韓国近代政治史の序幕を知らせる事件であった」と⁽¹⁵⁾、積極的な評価を与えているのである。つまり江華島条約は、日本の「一方的」「強要」ではなく、「日本が却って消極的」であり、むしろ朝鮮側（国王や朴珪寿ら）の積極的開国意志が貫徹されたとするのが、従来の評価に代わって最近の韓国のメジャーな説になりつつあるといえよう。但し韓国側研究のこのような変化は、あくまでも韓国側史料の検討を根拠としている。

ここで研究史の一つのアイロニーを指摘しておこう。江華島条約が、「一方的」ではなく「強要」されたものでもなく、むしろ「日本が消極的」であったとする評価は、実は六〇余年前に著された田保橋の上記の著書すでに指摘されていた、ということである。田保橋の研究は、前述したように、実証的かつ客観的な記述で一貫してなるべく歴史家本人の主觀と時流に靡かれてしまうような価値判断を極力避けるべく努めており、多くの先駆もこの点を認めていた。だからこそ筆者は、本書の淡々とした記述のなかで、ひときわ目立っている記述に注目せざるをえなかった。すなわち江華島条約および通商章程締結交渉に臨んだ宮本小一外務大丞の主張についての次のような記述である。

「充分理解することなくして」、「越権行為」、「後に禍根を残す」、「宮本大丞の説明は極めて拙劣で」、「是は宮本外務大丞等が、申懃等の主張を完全に理解しなかった事に起因する誤解」、「八月十三日の会商に於て、日韓修好条規の解釈について、重大なる相違があることが暴露せられた。しかもその責任の大半は、当時日本国全権首席随員として、条約案説明の任に当った宮本外務大丞その人に帰すべきものである」、「決して予期した成績を挙げたものと云ひ難い（中略）外務省及び宮本理事官の不用意がその主なる原因となって居る」「（花房代理公使は）朝鮮国関係当局の誤解を正した—必然的に宮本理事官の誤解をも修正する結果となった—」など⁽¹⁶⁾。

田保橋は、交渉における特定人の宮本を名指ししてその「不手際」を厳しく指弾している。このような田保橋の評価は、交渉に臨んだ朝鮮側の積極性や自主性を強調したわけではないが、「日本が却って消極的」であり、少なくとも日本側の「一方的」で「強要」的要素はなかったとする点において、最近の韓国の研究動向とみごとに一致しているといえよう。

本稿の目的の第一は、このようなアイロニカルな研究史の一一致点の背景を、日本側の立場と史料から明らかにしようとするものである。なお、田保橋は何故条約締結交渉に臨んだ宮本外務大丞を厳しく批判しているのであろうか、ということもあわせて考えてみたい。筆者は、外務省中堅官僚の宮本小一なる人物を中心に、維新以来の対朝鮮政策についてすでに数本の論考を発表し⁽¹⁷⁾、明治初期の朝鮮政策が、主として外務省の稳健論（宮本小一）と強硬論（柳原前光）の競合過程のなかで展開されたことを検討してきた⁽¹⁸⁾。本稿では、明治二年に宮本が起草した「朝鮮論」（六ヶ条となっているが未定稿のように思われる）と、江華島条約締結交渉における宮本の取り組みとを比較しながら、「朝鮮論」と江華島条約との相関関係を分析する。これが本稿の第二の目的である。よって、最近の韓国における江華島条約の評価に対するドラマチックな転換と田保橋の宮本批判の背景を明らかにし、明治初期の日朝交渉の全体像に新たなナビジョンを提示していきたいと思う。

I 維新政府の国権外交と宮本外交

1 対朝鮮強硬論：「対鮮政策三箇条項の件」と柳原前光の「朝鮮論稿」

維新政府が初めて朝鮮政策を指揮したのは、慶応四年三月二三日、対馬藩に対して「是迄之通両国交通を掌候様家役に被命候」⁽¹⁹⁾と指令したことから始まる。維新政府は、未だに朝鮮政策などの外交事務を直接管掌するほどの余裕がなかったことを物語っているといえよう。しかしこの指令によって対馬藩は、朝鮮との伝統的な各種の特殊権益を維持することができた。同時に維新政府の対朝鮮外交は、江戸幕府の基本政策をそのまま引き継ぐことになったのである。これは一六三五年の柳川一件処理⁽²⁰⁾以来、幕府が対馬を介して間接的に対朝鮮外交を司る二元的な外交体制と軌を一にする。さらに対馬の藩論を主導していた大島友之允は明治元年五月、「兼て対馬守建白の条件」の一つであった「通信使来朝の儀」の一件をも建言している⁽²¹⁾。近世の伝統的日朝外交のシンボル的な行事であった朝鮮通信使を復活させようとしたのである。このように維新直後の政府には、朝鮮との関係を江戸幕府の伝統的外交論に基づいて穩健かつ確実に取りまとめようとする動きが存在し、政策主体の一翼を担うことになった。

一方、幕府と対馬藩による二元的外交体制を改ためようとする動きは、すでに幕末から始まっていた。幕府は、一八六〇年のポサドニック号事件の処理とその後の対馬の移封運動を経て丙寅洋擾の仲介を試みる過程で⁽²²⁾、対朝鮮外交を幕府が直接司る外交一元化の改革を実行しようとした。しかし幕府が倒壊したためこの改革は水泡となったのである。維新政府になんしても、

政権受け継ぎの準備が充分ではなかったため、朝鮮外交は対馬藩に丸投げされ、二元的外交体制に逆戻りした。その維新政府が、朝鮮外交の直接管掌に再び乗り出したのは、江戸無血開城後の五月、「各国交際の義一切外国官所轄に候間朝鮮の義是迄尙出候件々大阪外国官へ可申立事」を指令してからのことである⁽²³⁾。六月には「朝鮮国應酬の礼式其他御國体御關係致候事件等天下平定の上被仰出候」と指示し⁽²⁴⁾、交渉における具体的な「礼式」については「天下平定」の後に改めて指示があろうことを示した。このころから対馬藩が主張していた朝鮮通信使来聘の件は取り下げられ、盛んに「国威」や「国体」という文言が目立つようになる。対朝鮮外交は、対馬藩の伝統的な外交を「屈辱」・「謬例」と批判し、「国威」や「国体」を前面に打ち出す強硬な外交へと転換しようとする動きが出てきたのである⁽²⁵⁾。

以上のような維新元年の混乱状況からいち早く征韓論が登場してきた。木戸の征韓論である⁽²⁶⁾。木戸の征韓論は、抽象的であり外交論というよりは内政の方により重心をおいた主張であった。しかし明治維新の最大の立役者の主張が、外務省の政策官僚に影響を及ぼしたであろうことは推測に難くなかろう。明治元年後半から登場してきた国体論的対朝鮮強硬論は、抽象的な征韓論をも吸い込んで具体的な朝鮮政策をとりまとめていくことになる。明治三年四月、外務省が提出した、明治初期の朝鮮政策の基本政策となる「対鮮政策三箇条の件」(以下「三箇条」と略す) がそれである⁽²⁷⁾。

「三箇条」の核心たる箇条は、第二条の皇使派遣論であった。征韓論を主張していた木戸を正使とする皇使派遣論は、軍艦や兵隊を率いる「火急」論であり、朝鮮の対応如何によっては戦争をも辞さない強硬策である。仮に開戦に至るとしても、「其節は在昔神功皇后御一征の雄績」を継いでいるので「決て無名暴動の挙に有之間敷」と、古代神功皇后伝説の三韓征伐論を大義名分として用意している。抽象的な征韓論は、皇使派遣論という現実的な外交政策論として脱皮を遂げている。「三箇条」は、このような強硬な征韓外交を基本としたため、第一条の交渉放棄論においても、「両国の間音問を絶」する徹底した交渉断絶策を主張している。交渉放棄論は、対馬藩の「謬礼」を強く意識しており、これを排除して「国威」と「国体」を前面に押し出した強硬策であった。第三条は、伝統的東アジアの国際秩序原理を前面に打ち出した日清交渉先行論であり、「清韓宗属関係」に焦点が合わされている。この「三箇条」は、その後の対朝鮮外交の基本政策となるが、その特徴は、第二条の征韓外交を中心に面子を重視する伝統的価値観に多く力点が置かれているものといえよう。

この「三箇条」と酷似している朝鮮政策が、柳原の「朝鮮論稿」である⁽²⁸⁾。「朝鮮論稿」は、「三箇条」と同じように、出兵を前提とした皇使派遣論に力点が置かれており、「戦端開け廟略定り皇威初て立ん」とする前提には、朝鮮は「列聖御垂念の地」だとする神功皇后伝説が置かれてあった。さらに柳原は、ロシアをはじめとする列強の脅威を指摘しながら朝鮮は、「皇国保全の基礎にして後來万国経略進取の基本」と位置づけ、朝鮮の戦略的価値についても注目している。柳原の主張は、当時の万国公法に基づいた弱肉強食的な現実的世界觀を示してもい

るが、同時に朝鮮略取の大義名分を依然として古代の伝説に求めているなど、「国威」「皇威」を強く意識した観念的な征韓外交的一面も共有していることが伺える。

このように「三箇条」と「朝鮮論稿」は、出兵を前提とした皇使派遣論を国策の優先課題とする政策論を展開しており、その強硬策の根拠を古代の伝説に求めている点においても酷似しているといえよう。「三箇条」を柳原の起草によるものとみるのは早計かも知れないが、少なくとも征韓外交を主張する柳原系の外務官僚によるものとみて間違いはなかろう。外務省の一角は、観念的な征韓外交と共に出兵を前提とした国権外交を展開しようとする対朝鮮強硬論者が、政策主体の一翼を担っていたのである。

2 対朝鮮穩健論：宮本小一の「朝鮮論」

外務省には、以上のような観念的な征韓外交や国権外交などの強硬論ばかりが幅をきかせていたわけでなかった。そこには、万国公法上の弱肉強食的な国際政治觀を共有しながらも、当時の日本と朝鮮が置かれていた国際政治上の現実を踏まえたうえで、実現可能な極めて現実的な朝鮮政策を展開する外務官僚もいた。当時の日本外交の背丈に合った政策論では、抽象的な「国威」や「皇威」などの国権論はむしろ批判の対象となる。「三箇条」・「朝鮮論稿」とは明らかに趣旨を異にする主張は、明治二年末に外務権少丞の宮本小一によって提出された。やや長きにわたるが、この論考の核心たる部分であるので煩雑をいとわず長文を載せて検討したい。

「方今朝鮮の事御取調に付愚見陳述御趣意帰着の処奉伺候」

「朝鮮論一

方今朝鮮の事を論するもの曰王政復古し大号令天皇陛下より出る上は朝鮮は古昔の如く属国となし藩臣の礼を執らせねばならず也宜しく速に皇使を遣わして其不庭を責め苞茅の貢を入れさしむべしと是れは彼の国体を知らぬ論なり成程古史を觀れば朝鮮を開き玉ひし事又は朝鮮を征服し玉ひし事も見へたれといつれも今の朝鮮の事にあらずして彼國上古より中葉新羅百濟高麗と三国に分れし頃の事なり其頃は日本の勇武に服し日本の領地も慥に朝鮮部内にありし様に見え其後我皇綱紐を解き天下戦場の区となる彼三国も追々に亡ひ其結局今の李氏興て朝鮮を一統し国号をも再び朝鮮と号したり（中略）故に朝鮮を責むるに古代王政の例を以て論するは行れたからん

「朝鮮論二

朝鮮國へ御一新の事を報知せしに快よく受す且其返書をも差越さず因循する由其節を聞くに其依然幕府と同等の交礼をなせし處今天朝と交際する時は幕府は將軍にして天皇陛下の臣下なり然れば朝庭と交際するには二三等下らざるを得ず（中略）との節ありと聞く此節は朝鮮のみならず我国人にも恐らく暗合にして幕府の交礼に引付二三等接待を卑くする方ならんとの節を

なすものあり是れは朝鮮人我日本の事体に暗き故右に述る如き過憂をなすと見へたり我国にとりては都合よきなり然れども我をして朝鮮人ならしめは左の如く論せん（中略）徳川氏に及ぶ迄日本只東武の政府たるを知て天子は神仏に齊しきものなりと思ひしなり故に我朝鮮にては徳川氏を政府にして権力ある処と見なして交際せしなれば天子と將軍との別は更になし既に徳川家代々の返翰を見るに大日本國源の家康秀忠とありて王とも帝ともなし其処由を知らざるものよりして読むときは日本の無位無爵の貴族より送り来る書翰なりと疑かふる程なり是を怪ますして受取来たりしは其政府の主人たるを以てなり故に今天皇陛下親ら政事をなし玉ふとも我朝鮮にて格式を下る事はなしかたし則ち日本政府の主人公の交替し玉ひしものと見るか故なり

（中略）右の如く朝鮮より対たる時は如何

朝鮮論第三

其（朝・清間）体裁君臣の分明了なれとも服飾制度を始め凡百の事清の裁制を受す両国共に痛痒に關係せず故に道光鴉片の乱を始め長毛の一揆にも朝鮮の佛人と戦ひて敗したるも相互に越人胡人の肥瘦を見る如し外国人も清国部内の国と視す按に西洋の公法独立国と半独立国との論あり朝鮮は此半独立国に當るか国体の起る処を正さゝれば議論帰着しかたし再按するに西洋人国体と公法を論して云本国と属国との論はもし属国と他の外国と兵端を開らき戦争を興す時本国にて属国の戦争に關係せず援兵をも出さず和睦をも取扱さる時は属国の縁を切り他の外国より見て独立国と許しなす由なり此論に依て勘考すれば支那朝鮮の間連続せざる事理論上にをいて明なり

朝鮮論第四

朝鮮は交際を結ても無益なり且其交際の方法も極て至難なり（中略）且朝鮮の如き一小国にしてしかも文物制度觀るに足らず我が善友となしかたし故に尋常一扁の交際を結ぶ迄の事ならは姑く打捨置宗家に任して漂流人の受取渡杯を取扱わしめ追て十分皇國の威力全備する迄は手を下さゝる方入用を費さず國威を汚さずして可ならんか

朝鮮論第五

（中略）現在宗家と朝鮮の交際窮屈にすき且謬例も多ければ艦を出し使を差して改革せざるへからず扱其改革の法は朝鮮都府へ年中日本的小官吏三名在勤せしめ交際の礼を施す事凡今の西洋各国公使に似たる事を行はしめ通商は右都府近き南海の港にて一ヶ所咸鏡道の北の港にて一ヶ所并に從來の釜山浦と都合三港を開らき我国人をして自在に通航せしめ右都府へ在勤する小官吏も多くは宗藩の内より人撰し三港の役人も同様に宗家に任し外務省より纔に其事を監督する者を遣り諸方を巡視せしめ我国は当分対州長崎并山陰道の内の海港一ヶ所を開らき貿易するを許し朝鮮の使節は文化度の例に従ひ対州迄出張せしめ此処にて其典を行ひ各国公使の取扱と混雜せざる様になし置き先づ右の姿にて五七年の間彼國の動静を窺見る方善かるへし是の策は粗行わし易くして中等ならんか

朝鮮論第六

朝鮮へ交際するは無益なりといへとも此儘打捨置ときは魯西亜蚕食せらるべし是日本に取大害の極なり故に朝鮮を助くるは朝鮮を愛するにあらず則日本を愛する也然るに方今日本の兵力金穀とも足らざるを苦しむ未だ朝鮮を并呑するの力なし徒らに手を下し初め半途にして廢する時は天下の笑とならん此事果して如何と按するに手を下すには寸兵たりとも用ひずして事成るへしと云は期しかたく其中策に出蘇張の弁を振ひ往て説とも一使節の力にして及ぶ処にあらず故に是非とも用度三四万を費さるを得ず然る時はいつそ西国の強藩に命し軍艦を出さしめ官よりも一二艘の軍艦を仕出し是れに使節其外の官員を乗組せ聊の上誼を齊らし往て説くに三条を以す

皇上萬機を親らし玉ひ深く朝鮮國体の孤立にして危害眼前に迫るを患ひ玉ふの至誠の覩慮を説く事

西洋各国日を追分明に開らけ今は宇宙一体の交際にして一二隣交の比にあらず全地球上の形勢蒸氣船あるより一大変革したる事并支那の不取締なる万国の輕蔑を受け依頼するに足らず此ま、安然として居る時は一朝事ある時孤立の国となり宗社をも保ち難き趣意を述る事

朝鮮は半独立国なる訳を喩し西洋と条約を結ふには体裁不都合にして且入費多き趣意を論し日本と新に盟約を重ね兄弟の国となり合衆連邦して既に日本にて結ひたる条約を用へて別に条約を立てず西洋と通信交際を開く事を勧誘しその業を遂げしむる事

此三条を説き其業成るときは独朝鮮の幸のみならず日本の国力を益す理なれば大益なりと云へし斯くなす時は朝鮮人は日本内部の人なれば前に述る外国公使と等級の論にも及はず（中略）但正朔年号刑法貨幣軍務の三条は改革して両国一致ならされば万国と交際し難し朝鮮王は坐食の客となし是に迫るへからず外務は日本より其官吏を差し十数年の間媒酌をなしたらんには馴熟するに至るへし（中略）徒らに使節往来する迄ならは寧ろ放下して宗家に委任する方ならん」⁽²⁹⁾

宮本は、朝鮮政策と朝鮮認識に関する当時の様々の認識と主張をとり挙げて、反論するところは反論し、その上で自らの朝鮮政策を論じている。

朝鮮論一は、「三箇条」や柳原が主張する征韓外交的な皇使派遣論の論点を的確に捉えて批判している。なるほど宮本は、古代の歴史『日本書紀』神功皇后紀に触れて三韓征伐論やその後の朝貢などの伝説記事を信用し、「三箇条」や柳原と同じく古代の伝説をそのまま信用しているようにもみえる。神功皇后伝説は、明治維新や天皇親政と共におよそ当時の識者の常識として語られていたのであろう。しかし宮本は、仮に伝説を事実と思い込んだとしてもそれは「今の朝鮮の事にあらず」ときっぱりといっている。その当然の結果、「朝鮮を責むるに古代王政の例を以て論するは行れかたからん」と結論づけて、柳原等のように古代の伝説に論拠をおく抽象的・觀念的征韓外交には反対している。

朝鮮論二は、あまりとりあげられていない議論であるが、江戸時代に朝鮮国王が將軍と対等

な儀礼をとっていたとすれば、太政大臣より位が低い將軍と同じ朝鮮国王は、当然ながら天皇より遙かに格下となる。したがって朝鮮国王は、格式において天皇より「二三等下らざるを得」ないとする議論があったようである。宮本はこのような認識について、「則ち日本政府の主人公の交替し玉ひしもの」と、朝鮮側から出されるだろう論理を立場を易えて予想し、形式主義的な位階格式論を切って捨てる。

朝鮮論第三は、「三箇条」があげる日清交渉先行論の論拠となる朝鮮・清国間の属国論（いわゆる「清韓宗属関係」）を論じたものである。田保橋は、江華島条約の第一款で掲げられたいわゆる「自主の邦」の文言が、「藩属」「属邦」論を主張する清国との対立を生み出してやがて日清戦争に至ったという認識を示している。田保橋の研究以来この「清韓宗属関係」は、日韓中の三国関係を論じるうえで最大の論点となり、今日においてもなお重要な論点として研究史に幅をきかせているようである。宮本は、この問題について、万国公法論の土俵のうえで「清韓宗属関係」を論じている。すなわち朝鮮が万国公法上の属国であれば、「服飾制度を始め凡百の事清の裁制」があるはずであるが、これを受けとおらず、アヘン戦争や丙寅洋擾の際に朝鮮と清国は互いに「越人胡人の肥瘦を視る如し」と、互いに援兵も出さず無関係であったことを強調している。さらに清国内の列強諸国も、「清韓宗属関係」を否定していることをあげ、朝鮮・清国間の宗属関係をはっきりと否定する。宮本はそのうえで、朝鮮は万国公法上の「半独立国」に当たる可能性があると指摘し、「国体の起る処を正さ、れは議論帰着しかたし」と、その議論が水掛け論になりかねないことを予見している。実際この「清韓宗属関係」についての議論は、明治四年の日清修好条規の締結、明治六年の副島種臣の清国出張、明治九年の森有礼の清国出張において重ねて行われたが、何ら結論を得ることができず水掛け論で終わっている。日清戦争に際しての陸奥宗光においても、この問題をめぐって争うことは「無用なる争議」⁽³⁰⁾であると結論づけるしかなかったのである。宮本は、万国公法上の朝鮮の独立如何をめぐる位置づけを明確にはしていないが、少なくとも当時政府内で議論されていた朝鮮・清国間の宗属関係は、これを明確に否定している。したがって実体のない「表現」である「清韓宗属関係」に基づいた朝鮮政策の樹立も当然批判しているのである。

朝鮮論第四は、日本にもたらすであろう朝鮮の経済的・戦略的価値を、極めて現実的に論じている。宮本は、朝鮮の経済的価値を大変低く見積もっており、日本が是が非でも交際をしなければならないほどの価値は存しないと断定する。朝鮮をして「我が善友となしかたし」とは、福沢諭吉の支那・朝鮮「悪友」論（脱亜論）を思い出させるものであるが、このような宮本の「朝鮮小国論」は一もし宮本が江華島条約締結の主役であったとすれば一江華島条約の締結において極めて重要な論拠となるであろう。そこで宮本は、「姑く打捨置宗家に任して漂流人の受取渡杯を取扱わしめ追て十分皇國の威力全備する迄は手を下さ、る方入用を費さず國威を汚さずして可ならんか」と主張する。すなわち朝鮮交際は、日本にもたらすほどの価値もなく、その交際のために「入用を費」やし、はたまた「國威を汚」しかねない危険を冒す必要もない

とすれば、日朝関係は放置すべきだとする主張である。但しこのような日朝交渉放棄論は、「三箇条」や柳原が主張するような「両国の間音問を絶」するような徹底した交渉断絶論ではなく、「姑く打捨置宗家に任」すことであった。宮本は、「三箇条」や柳原らによって盛んに唱えられていた対馬の「屈辱」論や「皇国」の「国威」論のような観念的議論を横目に、極めて現実的な損益論のうえに立って、現状維持のまま放置する日朝交渉放棄論を主張したのである。

朝鮮論第五は、宮本自ら「中等策」と位置づけている政策であり、朝鮮側が日朝交渉に応じることを前提とした議論である。これは江華島条約と関連して大きな示唆を与えてくれる。すなわち朝鮮との交際が始まれば、京城に「小官吏三名在勤」せしめて外交貿易を管理する形をとり、三港の開港場を設けて通商を営ましめることを論じている。その三港は、後の開港場として指定される釜山港、京城に近い港、咸鏡道の北の港を挙げており、江華島条約のときにはほぼ同じ開港場の要求が出されていることに留意すべきである。しかし「朝鮮小国論」の立場をとる宮本は、対朝鮮貿易の利益をさほど見込んではおらず、対馬藩出身の役人を開港場に配置し、外務省からは監督任務を担うわずかな官吏を派遣することを主張している。さらに伝統的な朝鮮通信使も想定したのだろうか、一八一一年の対馬易地聘礼を再開して、日本の開港場にいる外国人の目にとまらない範囲内で、伝統的な儀礼の復活をも認めようとしている。「朝鮮小国論」の宮本は、仮に朝鮮が門戸を開いたとしても、活発な日朝関係および日朝貿易は期待しておらず、対馬レベルの交易かそれよりやや高いレベルの交易しか考えていないことが伺えよう。宮本の考えていた日朝関係は、伝統的な日朝関係の枠組みに若干の修正を加えたのみで、現状に近い状態を維持することを考えていたのである。極めて消極的な朝鮮開港策といえよう。要するに宮本は、現実に小国であると判断している朝鮮との本格的な貿易は眼中になく、小国から脱皮できるか否かの変化を「五七年の間」見極めるというルーズで緩慢な消極論を考えていたのである。

朝鮮論第六は、朝鮮と関連した現在の国内情勢と国際情勢を論じたうえで、現在から将来にかけて現実的にとりうる具体的な朝鮮政策を論じている。国際情勢については、ロシアの脅威を日本の安保と関連づけて深刻に受け止めていたことが分かる。宮本はその解決策として、朝鮮を援助するかもしくは朝鮮を併呑するかの選択肢を提示しながらも、国内情勢は必ずしも「兵力金穀」とも十分ではないと把握している。したがって中途半端に朝鮮に迫って「天下の笑」になるよりは、いずれ十分な「兵力金穀」を蓄えたうえで数隻の軍艦をもって朝鮮に迫るべきであると主張し、その際の、つまり将来にあるであろう朝鮮への説得と朝鮮処分のための具体的な三策と結論を論じる。

第一に、朝鮮が小国から脱皮できないことを前提として、天皇親政の変革と朝鮮をめぐる国際情勢の危うさを説得する。第二に、国際情勢をグローバルな変革と捉え、清国もその波に晒されて西洋の「軽蔑」を受けており、朝鮮がそのような清国に頼っていると「宗社をも保ち難き趣意」をもって説得すべきことを論じる。第三に、国際社会における朝鮮の危うい立場と「朝

鮮小国論」の立場から、日本が朝鮮に対する後見人的保護者となることを提案している。この提案は、江華島条約を考えるうえでも示唆に富んでいるが、その後の朝鮮政策を考えるうえでも興味深い主張である。すなわち日本と朝鮮が「連邦」し、朝鮮は諸外国と条約を結ばず、日本が結んだ条約をもってとって代わるということである。要するに、朝鮮は日本の保護国になるということである。さらに結論として、日朝の「正朔年号刑法貨幣軍務」を統一させて国際社会に対処し、朝鮮国王は「坐食の客」扱いし、外交は日本の官吏に任せることである。このようなことが実際にほぼ整うのは、日露戦争後の第二次日韓協約から日韓併合期といえよう。宮本は、「朝鮮小国論」の立場に立って、朝鮮が近代国家形成に失敗することを前提に、将来的に朝鮮を保護国扱いすることを目論んだ朝鮮政策をも論じているのである。

このように宮本は、当時盛んに唱えられた抽象的・観念的な朝鮮論に一々反論を行い、日本と朝鮮が置かれている国内および国際情勢の的確な判断のうえで、現在および未来にかけて「小国朝鮮」に対してとりうる極めて現実的で権力政治的な外交政策論を展開していた。この主張の背景には、明治二年頃の日本に横行していた抽象的な朝鮮認識と征韓論があったことはいうまでもなかろう。だからこそ宮本は、抽象論を排除し、将来的に朝鮮を「保護国」扱いすることを視野に入れながらも、大院君体制下の現在においてとるべき朝鮮政策は、「徒らに使節往来する迄ならは寧ろ放下して宗家に委任する」ことを最終的な結論として導出しているのである。

但し宮本は、当時の征韓論について具体的な論及はしていない。木戸孝允らが唱えた征韓論は、不平士族の間で広範囲に広がっていたとされるが、当時の征韓論は外交政策に影響を及ぼせるほどではなかったのであろうか。征韓論の最終的に行き着くところは、日本による朝鮮支配、すなわち朝鮮の保護国化や合併であったろう。要するに征韓論も宮本の将来の構想も、行き着くところは同じなのである。だとすると宮本は、将来的に朝鮮を保護国化するかもしくは合併できるような方策をとりまとめることによって、無謀な征韓論を牽制したのではなかろうか。

以上のように外務省の朝鮮政策は、現在および将来にかけての朝鮮処分をめぐって、強硬論と稳健論が主張され、対立競合しながら実際の政策に反映されていった。強硬論は、「三箇条」や柳原らが主張するように、やや抽象的な議論に基づいており、国家的優先課題としての朝鮮問題の緊急性を説いていることが特徴といえよう。これに対して宮本が主張する稳健論は、極めて現実的な世界観に立って朝鮮を小国と見なしているのが基本的スタンスである。その結果朝鮮問題は、国策の優先課題とはなりえず、将来的には保護国化や合併まで射程に入れながらも、現在においてはほとんど伝統的な日朝関係の枠組みをもって相接するべきことを主張しているのである。

3 交錯する外交政策

外務省は、以上の強硬論と稳健論を対朝鮮基本政策とし、国内外の情勢変化に敏感に反応しながら、現実的でかつ実行可能な打開策を模索していた。例えば、当初の「皇」・「勅」の書契を取り下げて、両政府間の同等な書契の受け入れを要求するようにもなった。しかし朝鮮は、日本を欧米の手先とみなして疑心暗鬼することになり、「旧例」を盾として日本の書契受け入れの要求を断り続けた。新例による新たな関係作りを迫る日本とのギャップが縮まることはなかった。

日清交渉先行論は、明治四年の日清修好条規締結という結果を生みだしたが、宮本が批判しているように、結局のところ朝鮮問題の妥結に至る解決策たりえなかった。明治五年には花房義質が釜山に出張し、倭館を大日本公館と改称しながら倭館の改革を試みたが、日本側の一方的な措置にとどまった。明治六年の西郷隆盛の皇使派遣論は、外務省の政策論争とはおよそ無関係なところから発生した。まさに内政との関わりにおいて主張された外交論だったといえよう。政府をまっぶたつに分けてしまった明治六年一〇月の政変によって朝鮮問題は、しばらく政府の重要な優先政策課題ではなりえなくなった。したがって、再び宮本の稳健策に舞い戻って「彼国の動静を窺見」こととなったのである。ところが、明治六年一〇月の政変直後の一二月、朝鮮でも大きな政変が勃発した。大院君が下野した「癸酉政変」⁽³¹⁾である。朝鮮国王の実父の大院君は、一八六二年以来朝鮮国王に代わって権力を握り、キリスト教に対する苛烈な迫害を断行し、一八六六年のフランス艦隊、一八七一年のアメリカ艦隊の襲来を撃退して開国を拒み、日朝関係不調の原因をつくった張本人に他ならない。その大院君が下野したことによって、当然ながら「彼国の動静」就中対日政策も大きく変わってきたのである。なるほど日朝交渉の現場の釜山倭館は慌ただしい状況となり、明治七年九月にはとうとう「三件の約」が成立した。「三件の約」とは、「第一壬申の書契を請くるや否や若請くるときは期日決答の節本書契交換の事第二右書契難状の事体あらは更に外務卿より判書へ大丞より參判への新撰書契を携へ來らは之を請け必ず返書差出すへき旨の事第三若前二条難状あらは全權使節を東京に派し議定すへき旨の事」⁽³²⁾であった。いずれにしても日本国書契に対する朝鮮國の返事もしくは使者の交換が約束され、新関係成立の条件が整ったのである。これは日本側の絶え間ない交渉の結果とも言えるであろうが、基本的には朝鮮国内情勢の変化すなわち「彼国の動静」が変わったことに由来するものとみるべきであろう。さらに大院君政権の下で対日外交の最前線に立っていた釜山府使は処罰され、釜山倭館の最前線で直接交渉に当たっていた訓導は処刑された。朝鮮の内政と外交は一変したのである。しかしながら「彼国の動静」就中外交は、さらに変わって「三件の約」を反故にすることになる。この原因是定かではない⁽³³⁾。この交渉に当たっていた森山茂は、「三件の約」を反故にしたことを「背約反信」行為であると抗議し、「我に於ては守約を以て進み背約に依って退く名義」を獲得したと報告する⁽³⁴⁾。すなわち進むも退くも専ら「三件の約」に拠るという大義名分を獲得したのである。清国公使として日清交渉に当たっ

ていた森有礼も、清国代表（総理衙門）らに対して「詎料彼違前約」と、朝鮮側の「背約反信」を強く非難している。⁽³⁵⁾

そして森山は「背約反信」を攻めるべく「茂か曾て上請する所声援」を政府に要請した。その結果、雲揚号（五月二四日）や第二丁卯号（六月一二日）などの軍艦が釜山港で盛んにデモンストレーションを行い、やがて江華島南岸において雲揚号が砲撃戦を交えるに至ったのである。

II 江華島条約と宮本小一

1 江華島条約に臨む日本外交

江華島条約に対する評価は、侵略の始まり、「啓誘」の始まりという言説から朝鮮の主体的主導権が強調されるようになってきた。侵略や「啓誘」で塗りつぶされている間は、いうまでもなく朝鮮は受動的な存在としてしか扱われなかつた。すなわち朝鮮は、日本によって当たり前のように侵略される側に立つ弱者であり、「啓誘」されなければならない未開の国だったのである。韓国における当該期の研究が、このような紋切型の認識から解放されたことは評価すべきであろう。逆に日本側に立って考えてみると、侵略や「啓誘」がどのように行われたかは、必ずしも明確に解明されているわけではないと思われる。江華島事件が侵略的であったにせよ、だから江華島条約がすなわち侵略的だと結論づけるのは、やや早計ではなかろうか。江華島条約における日本側の交渉は、果たして侵略や「啓誘」だったのかを具体的に再検討しなければなるまい。

江華島条約に関する今までの研究は、特命全権弁理大臣黒田清隆および特命副全権弁理大臣井上馨の人選と派遣および交渉を主な分析の対象としている。この二人に焦点を合わせると、ペリー提督の日本開国がオーバーラップされ、まさに実体のない朝鮮「開国」のイメージが大きく膨らむことになる。そして皇使派遣論の危険性や征韓論のイメージがとりわけ強調されるのである。しかし最近の韓国側の研究成果が示しているように、江華島条約においては、皇使派遣による戦争の危険性や征韓論的イメージより朝鮮側の主導的立場がとりわけ目立って主張されているのである。

このような矛盾する評価がなされる原因是、複数の交渉主体があって、どの交渉主体に焦点を合わせるかによって違う見解を導いたからであると思われる。江華島条約交渉には二つの交渉主体を考えることができる。一つは、内政の様々な問題との関わりにおいて外交交渉を実行する側である。特命全権弁理大臣・同副全権がこれにあたり、いずれも直接朝鮮問題に関わっていた外交官ではなかった。したがって黒田・井上が目論んだ交渉の成果は、内政との関わりにおいて限定的なものになる可能性が高かつた。もう一つは、一貫した外交論理で直接交渉に当たる側である。江華島条約交渉の時にこの役割を果たしたのが外務大丞宮本小一であった。

宮本が目論んだ交渉の成果は、前述した外務省の稳健論の一貫した政策論の軌道に乗っていたのであろう。だとすると江華島条約締結交渉における宮本の主張と論点は、明治二年の「朝鮮論」が多くの示唆を与えてくれるはずである。今までの研究は、およそ前者の交渉主体のみに焦点をあて、後者に対する分析を重視しなかった。しかし後者に焦点を合わせると、朝鮮側の積極性や「主導」がどういうものであったかが理解され、なおかつ侵略や「啓誘」といった抽象的なイメージだけでなくこの条約の実像も見えてくるのである。

まず、交渉に臨む全権団の顔ぶれをみてみよう。特命全権弁理大臣・同副全権は、黒田清隆・井上馨がそれぞれつとめる。その他の随行員の主な顔ぶれは、陸軍少将種田政明、陸軍中佐樺山資紀、外務大丞宮本小一、外務権大丞森山茂、その他開拓使の官僚と通訳を努める対馬出身通詞の浦瀬裕、荒川徳慈、中野許太郎らであった⁽³⁶⁾。

大久保利通肝いりで選ばれた黒田は、大久保と同じ薩摩藩出身である。両人の注目すべき関係は、明治六年政変のときに、朝鮮への皇使派遣論を唱えた西郷隆盛と対抗するうえで、運命を共にした同士であった。すなわち兩人は、西郷の皇使派遣論の閣議決定を反故にするため、宮中における「實に恐怖之至」⁽³⁷⁾という「只一つの秘策」⁽³⁸⁾を共謀していた仲間であった。その陰謀の結果、朝鮮への皇使派遣の閣議決定は覆され、西郷をはじめとする多くの薩摩藩有力者が抗議の帰郷をし、鹿児島において大久保政権に対する不満を募らせていた。その朝鮮問題が再燃したのであれば、兩人は鹿児島の西郷党を意識せずにいられなかつたのであろう。兩人は、古傷を暴くことなく西郷党を黙らせるような江華島事件の処理を考案せねばならなかつた。黒田の任務は、「秘策」を共有した仲間の大久保のためにも、「秘策」に怒っていた西郷党のためにも、それから明治六年政変のときに大久保が主張していた内治政優先論を正当化するためにも、日朝新関係の樹立は是が非でも必要であったろう。要するに、黒田にとって重要なことは、新条約締結そのものの成功であつて、条約案をめぐる具体的な議論などにはおよそ無関係だったのである。井上は、明治六年春の失脚以来実業界に身を投じていたが、必ずしも成功しなかつた。同じ長州藩の木戸と伊藤博文の配慮で官界への復帰を果たすべく、朝鮮行きに抜擢されたという⁽³⁹⁾。

随行員の主だったメンバーは、外務大丞宮本小一、外務権大丞森山茂それから後に連絡事務のため急遽参入してきた外務大丞野村靖の三人といえよう。森山は、維新以来釜山において訓導と交渉を重ねてきた現場実務のエキスパートであったが、条約締結交渉にはほとんど関わらなかつた。野村は、岩倉使節団の一員でもあり万国公法には長けていたと思われるが、主要史料のなかでかつて朝鮮問題に関わったとする痕跡は何一つ見あたらない。宮本は、前述の通り、明治二年の「朝鮮論」主張以来、外務省のなかにおける朝鮮政策稳健論を代表する人物であった。すると江華島条約締結交渉において条約案文に關わり実際の交渉を指揮していたのは、宮本以外にはいなかつたといえよう。実際の条約案の具体的な交渉は、ほとんどが宮本の役割であった。田保橋は、通商条約において日朝間の認識の違いが生じたことについて「その責任の

大半は、当時日本国全権首席隨員として、条約案説明の任に当った宮本外務大丞その人に帰すべきものである」という。これは裏を返してみると、江華島条約締結における宮本の役割がいかに大事だったかを示すものであり、宮本は条約締結の事実上の責任者だったことを物語っている行といえよう。

次に、太政大臣の「訓条」から江華島条約に臨む日本外交の意図を考えてみよう⁽⁴⁰⁾。まず「訓条」は、日本政府は「朝鮮国と旧交を継ぎ、和親を敦くせんこと」を「主旨」としていたが、朝鮮側が、「我が書を斥け、我理事官を接」しなかったことを指摘する。すなわち明治七年の森山理事官の交渉と「背約反信」を攻めたうえで、「俄かに雲揚艦砲撃の事」を非難しているが、「右の暴害（江華島事件）は当時相当なる防戦を為したると云へども、然れども我が国旗の受けたる汚辱は、応に相当なる賠償を求むべし」という。交渉のイニシアチブを握るために相手をせめるポイントを述べているが、江華島事件については、すでに「当時相当なる防戦」を行ったことを挙げており、「相当なる賠償」は「我が国旗の受けたる汚辱」という象徴的・抽象的な損害に限定されている。雲揚号事件の謝罪や賠償は、交渉のイニシアチブを握るためのものであり、絶対譲れない条件ではなかったといえよう⁽⁴¹⁾。これは仮に、江華島事件に関する今までの推論⁽⁴²⁾と鈴木淳氏の研究⁽⁴³⁾および最近の韓国側の研究成果⁽⁴⁴⁾をもってすれば、決して謝罪や賠償を求める事案でなかったことは、誰よりも日本政府がよく自覚していたはずであった。したがって第三条は、「今全権使節たる者は、和約を結ぶことを主とし、彼能我が和交を修め、貿易を広むるの求に従ふときは、即此を以て雲揚艦の賠償と看做し、承諾すること、使臣の委任に在り」と訓示しているのである。また第二条も、雲揚号に対する「暴害」にも関わらず「朝鮮政府は未だ顯はに相絶つの言を吐かず」、釜山の日本人民への待遇も「旧時に異なることなし」と、日本に対する朝鮮側の敵対的行動がないことを確認している。このような文脈から読む限り、日本政府が江華島事件そのものに対する謝罪や賠償を絶対譲れない条件としたとは考えられず、実際の交渉においてもそのような痕跡はみあたらないのである⁽⁴⁵⁾。

朝鮮側に厳しく質すべきところは、雲揚号事件ではなく、明治七年の森山理事官の交渉を反故にしたことではなかろうか。森山が提示した「三件の約」を許諾しながらこれを反故にしたのは、朝鮮側の一方的な「背約反信」であり、朝鮮側が弁明に窮せざるをえない事案であった。森山は、朝鮮との交渉において質すべき手順について「彼れ昨年の約に背きたるは、両国間必ず尋かざる可らざる隣好上に就て、千評万議を尽したるより出たれば、之を主と云べく、雲揚に砲撃したるは、忽然生じ来れば、之を客と云可し」と⁽⁴⁶⁾、説いている。維新以来釜山における日朝交渉の最前線にいつづけた森山は、今度の交渉を、維新以来の長い交渉経過の結果に位置づけようとしたのであり、突発的に起きてしかも無理強いを通さなければならない雲揚号事件に託すことはできなかったのである。

「訓条」は、協議が成立した場合は、「徳川氏の旧例に拘ることなく」新しい条約を結ぶ条

件を訓示する。すなわち新条約は、「彼我対当の礼」を機軸とし、貿易、開港、在留使臣らの問題をあげており、とりわけ不平等条約を押しつける意図は読みとれないのである。

このように日本政府は、あくまでも雲揚号事件を有利な交渉のための手段として強調しているが、最終的には「彼我対当の礼」をもってする「和約」が結ばれることを前提に条約交渉に臨んでいたことが伺えよう。

2 黒田の朝鮮出張と朝鮮の対応

特命全権弁理大臣の朝鮮派遣に先立って派遣された広津弘信は、朝鮮側に提示した口陳書に、「三件の約」の「違約不接」と雲揚号の件を挙げて、特命全権弁理大臣が「直向江華島前往」することを告げた。慌てた朝鮮側は、「三件の約」の履行を企図し、釜山港に入った全権団の艦隊の足止めを図った。京城と釜山間の往復などを要する朝鮮側の企図は、長い間朝鮮交渉に当たっていた森山らからみると、明らかに遷延策に過ぎなかつたのであろう。実地経験のなかつた黒田は、釜山における朝鮮側の遷延策を目の当たりにして、交渉の前途に多大な不安を抱かせたのではなかろうか。黒田は釜山滯在中儀仗兵の名目で二大隊を増派することを要求することになる⁽⁴⁷⁾。しかし政府は、仮に全権団の交渉が失敗しても、「到底我が必要なる求望に応ぜざるに至るときは縦令ひ顕はなる暴挙と凌辱を行はずと云へども使節は両国の私好の望み已に断へ而して又国の屈辱を償ふことあたはず我が政府は別に処分あるべしとの旨趣を以て決絶の一書を投じ速に帰航して後命を俟ち以て使節の体面を全う」することを主眼としていた⁽⁴⁸⁾。したがつて黒田の要求に対する太政大臣名義の回訓は、「嚮の目的と齟齬」することを理由に二個大隊の増派を認めなかつたのである⁽⁴⁹⁾。

全権団の艦隊は、江華島の南岸仁川府沖に到達し、二月二日、森山・浦瀬を仁川府に上陸させ、仁川府使と面談させた。森山は仁川府使に朝鮮朝廷の応接如何を問うたが、すでに朝鮮朝廷の接見大臣・副大臣が差し下されたことを通知された⁽⁵⁰⁾。このことは、全権団の予想外の成果であった、と筆者は考える。その理由は、黒田は天皇の名代として派遣された国使すなわち皇使であった。その皇使に対して直接的な暴挙がなかつとしても、接待されないことはすなわち侮辱にあたる。これは明治六年政変のときにすでに議論し尽したはずであった。明治六年のときの朝鮮は、仏・米の両艦隊をも退けて全国に「斥和碑」を立てて攘夷の意志を固めていた大院君政権期であり、皇使といえども接待すらしない可能性は大であった。その大院君が失脚し、明治六年とはずいぶんと違う環境ではあったが、朝鮮側は依然として「違約不接」の態度を改めないなかで、黒田の最初で最大の任務が、朝鮮側のしかるべき高官による接待であったことは推測に難くなからう。ところが黒田は、接待問題のために朝鮮側を威嚇する必要もなく、乱暴な強硬策をとるまでもなかつた。黒田は、労せずして第一の大役を果たすことができたのである。

二月一〇日、全権団一行は、朝鮮側が用意した江華府宿舎に案内された。翌日の一一日、紀

元節を祝する礼砲を轟かせたうえ江華府演武堂において、歴史的な日朝会談は開始された。黒田は、「訓条」通り雲揚号事件の謝罪を求めたが、予想通り朝鮮は「旧例」によって「防守」をしたと主張するのみで謝罪や賠償の意図はさらさらなかった。次に黒田が質したのが、維新以来の交渉停滞の責任と明治七年の「違約不接」問題であったが、苦しながらも朝鮮側は、一八六六年に日本の朝鮮侵攻論を唱えた八戸順叔の例をあげて疑心暗鬼していたことで弁解した。そしてその疑いは、黒田来航によって「渙然冰釈」したと述べている。つまり朝鮮側の「渙然冰釈」を導き出したのは、雲揚号事件などではなく「違約不接」の苦し紛れな弁明からであった。このような応酬の結果、無理強いをすることもなく、「渙然冰釈」した朝鮮側の新条約締結の意志は、自ずと確認された。遺憾の意や謝罪・賠償などは二の次の問題だったのであり、「訓条」の主旨は、労せずしてほぼ達成されたのである。翌日黒田は、用意された条約案を提示し十日以内に返答することを求めて退いた。黒田の大役は、ここでひとまず果たされたといえよう。次の新条約をめぐる応酬は、主として外務大丞宮本小一に任された。

3 江華島条約の締結と宮本小一

朝鮮側が、日本側の条約案に対して意見と修正要求をつけたところのなかでも特に重要な数カ所だけを取りあげてみよう⁽⁵¹⁾。

先ず、日本側が提示した条約案前文の「大日本国皇帝陛下」と「朝鮮国王殿下」の尊号については、維新以来の両国間の争点の一つであったので、朝鮮側の修正要求がついた。しかしこれについてはさしたる論争もなく、「日本国政府」と「朝鮮国政府」に修正され、朝鮮側の要求通りとなった。いわゆる「政府等対論」が適用されたのであるが、しかし批准書には「大日本國皇帝」が復活される。これについてもさしたる物議を醸すことなく処理された。要するに尊号の問題は、日朝両国の大義名分論ではあったが、絶対譲れないものではなかったのであり、維新以来の日朝交渉の障害をなす絶対条件でもなかったといえよう。

第五款は、永興府の開港と他の一口の港の開港問題であった。朝鮮側は「朝鮮国王開祖の廟」があった永興府の開港を反対し、「京畿忠清全羅慶尚」地方の他の一口も朝鮮の京城から遠い慶尚地方を指定しようとした。宮本等はまだ朝鮮の開港に適した地理を正確に把握していなかったようだが、「京圻忠清全羅慶尚咸鏡五道の沿海にて通商に便利なる港口二箇所」を二十ヶ月後を開港することを盛り込んで曖昧な形で妥協した。

第十款は、いわゆる不平等条約の核心的条文といえる治外法権を論じる条款であった。近世の釜山倭館における日本人の朝鮮人に対する犯罪の処分は、対馬藩で裁判・処罰されていた。このような伝統的な事件処理方式は、治外法権条項と矛盾していなかった。したがって朝鮮側は、この条文を「彼我人有犯罪、各自彼我官、即地会同査弁用律、尤為明白相孚之道」とし、当然のように快諾した。朝鮮側は、万国公法を解せず、さらに朝鮮人を日本に駐留させるつもりはなかった。したがって朝鮮側は、治外法権を伝統的な「旧例」を維持するものと認識し、

却って「積極的」にこれを受け入れた。要するに、「一方的」な治外法権であったが、宮本がこれを「一方的」に押しつける必要はなかったのである。

第十二款は、いわゆる最恵国条款であった。日本側の条約案は、「日本國從前外國人民に准して通商する各口は均しく朝鮮國人民の來往貿易するを免許し他國と異なるなし又朝鮮國にて爾後他國と通好を修め和約を議立する事ある時此條約内載せざる所にして別に他國に許せる箇條あらは日本國にても同しく其特典を蒙らざるなし」としていた。これに対して朝鮮側は、「此条朝鮮は西洋各國と多くは讐敵なり決して條約を結ふを為さず仮令ひ條約を結ふに至るも必ず先づ日本と謀り摠て日本の周旋に頼らざるを得ず其時に至り若し日本に許さる所の条件を各國に許すに至らは日本政府より朝鮮政府に照合して可なり然らば事に於て成らざるなし今預め此条款を設けおくときは外國と條約を結ふの意あるに似たり請ふ此款を削除せん」と応酬した。すなわち当時の朝鮮側は、日本以外の如何なる国に対しても開国通商を許す意図を持っていなかったことを明らかにしたのである。もし日本以外の他国と条約を結ぶ場合は、日本の周旋によって条約を結び、日本への最恵国待遇を認めるとした。朝鮮側は、他国と条約を結ぶ意図が全くないことを明確にしてこの条款の削除を要求したのであり、宮本も異論なく受け入れてこの条款は削除された。一九日から始まった会商は、各条文に対する相互の認識のずれをただす主張がなされ、相互にさしたる論争もなく淡々と進められ、二二日には条約の妥協案がまとまつた。

この条約締結交渉で明らかにされたのは、第一に、朝鮮は日本以外の他国に門戸を開く意図を持っていないこと、第二に、治外法権問題で明らかになったように、新条約に対する朝鮮側の評価は、あくまでも「旧例」が尊重され、「旧例」にやや修正を加えたくらいだと認識していたことである。

これを逆に日本側からみれば、第一に、敢えて朝鮮側を「啓誘」して國際舞台に導く必然性を感じていないこと、第二に、朝鮮の結局の開国をにらみながらも条約締結を妨げる不急の問題を全て後回しにしていたことである。

ここで明治二年の宮本の「朝鮮論」を想起してみよう。「朝鮮小国論」の立場に立つ宮本は、仮に朝鮮が開国方針をとっても外交通商共に最小限度の交際に止めようとしていた。「小国朝鮮」を最終的に保護国化もしくは合併まで射程に入っていた宮本は、この条約において敢えて朝鮮を國際社会に引きずり出す勞をとる必要はなく、本格的な文明開化や貿易を営む必要性も感じていなかった。三港を開き、対馬の商人に交易を許し、外務省からはわずかにこれを監督する「小官吏」を滞在させればよかつたのである。要するに第十二款の最恵国条款を簡単に取り下げた理由は、朝鮮側の要求が明治二年以来宮本の目指していた朝鮮政策にぴったり付合していたからだったのではなかろうか。

結果的に朝鮮側は、「旧例」にやや修正を加えたのみで日本とだけ新条約を結んだと認識し、日本側は、仏・米が果たせなかつた万国公法に基づいた新条約を締結し、維新以来の外交課題

を片づける成果を獲得した。維新以来の交渉拒絶の責任問題や江華島事件の責任問題はさしたる重要な問題たりえず、曖昧ではあれ相互が納得しあえる条文を短期間で取りまとめた。少なくともいずれの条文の妥協案においても一方的な強圧があったとは認められないである。

ところで、この条約案が難なくまとめられた後、条約批准書の形式について激しい問答がみられた。朝鮮には国王の実名の印ではなく、「為政以德」の四文字が彫り込まれた印を伝統的に使っており、そもそも万国公法上の「批准」の意味を不可解とした。これに対して日本側は、国王の親筆による署名と朝鮮国王であることを示す印で押印することを要求したのである。前例のない印に対して朝鮮側が激しく反発したため宮本は、黒田に報告し全権大臣が直接この問題を議論することとなった。黒田は、国際法を盾に国王の署名と鈐印による批准を要求したが、接見大官は権限外ということで受け付けなかたため押し問答が続くばかりとなった。黒田は、途中帰国をほのめかしながら威嚇し退席したが⁽⁵²⁾、すでに条約案がまとまつたので朝鮮側も動することもなく、批准書の妥協案を提示した。署名はせず、「為政以德」の印の代わりに「朝鮮國君王之宝」の新印を用いることであった（後に「朝鮮國主上之宝」となる）。黒田の威嚇とは無関係に批准書の形式も妥協が成立したため、条約調印は二七日に挙行され、日朝修好条規は締結されたのである⁽⁵³⁾。

黒田においては、皇使として果たすべき第二の大役、すなわち両国の元首の名義による条約締結の任務は成就された。皇使としての黒田の役割は、朝鮮側からしかるべき接待を受け、両国の元首の名義による条約を締結すること、この二つだったのである。

このように江華島条約が無理なく短期間で結ばれた理由は、互いに強硬論や原則論をぶつけていなかつたことによるものであろうが、それは明治二年の「朝鮮論」で主張された外務省の稳健論であり、江華島条約はまさにこの宮本の「朝鮮論」に立脚して結ばれたものとみてもいいのではなかろうか。敢えていふのであれば、明治二年以来の宮本の持論が江華島条約として現れたともいえよう。

おわりに

江華島条約締結交渉は、概していえば非常に順調に進められ締結・批准に至つた。朝鮮側は、日本以外の他国への門戸開放は全く想えていなかつたようだが、条約締結後金綺秀をはじめとする八二名の修信使を派遣し、およそ一ヶ月の間日本の文明開化ぶりを視察した。四年後の明治一三年にも再び修信使が来日し、その翌年にも「紳士遊覧団」が派遣され、やがて明治一五年には諸外国と条約を結び開国にこぎつけることになる。このような経緯から考えると、江華島条約がすなわち朝鮮の開国にはならなかつたとしても、韓国近代史においてこの条約がもつ意味は重要であるといえよう。

以上の検討から次のことをもって結論としたい。

第一に、明治二年末の宮本の「朝鮮論」は、「朝鮮小国論」の立場に立っており、将来の保護国化もしくは合併を射程に入れていたとはいえ、当面は現状を維持しながら情勢を見極めるという極めて「消極的」な朝鮮政策であった。したがって宮本にとって朝鮮問題は、緊急を要する優先的国家課題たりえなかつたのである。宮本は、万国公法を熟知していたからこそ万国公法が通用されない朝鮮に敢えて万国公法の原則的適用を試みなかつたのであろう。宮本は、朝鮮に対して万国公法はおろか伝統的外交論理の適用すら考えていた。このような宮本の外交姿勢が「消極的」に映るのは、却って当たり前だったのではなかろうか。

第二に、江華島において議論された条約案の日本側の説明責任者は宮本であった。そもそも日朝双方の条約案をめぐる異見はほとんどなかつたが、条約案について宮本が、全権大臣の指揮を受けた痕跡は見あたらない。江華島条約は、宮本の構想によって描かれた作品だったのでなかろうか。敢えていふのであれば、条約草案の起草者が宮本だった可能性の方が高いようすら思える。黒田全権大臣の役割は、皇使としてしかるべき接待を受けること、両国元首の名における新条約を締結すること、この二点であり、条約案そのものについてはほとんど関わらなかつたのである。

第三に、江華島条約を論究する場合、宮本を抜きにして語ることは、交渉の実態とはかけ離れたイメージだけが一人歩きをすることになりかねない。江華島条約に臨んだ宮本は、基本的に明治二年末の「朝鮮論」の主張に立脚していたとみるべきだと考える。すると宮本が、朝鮮側に「一方的」で「強要」的な無理強いをする必然性はほとんど考えられない。宮本によって進められた江華島条約は、日本側にとっては、消極的にならざるをえなかつたのであり、逆に韓国側にとっては、積極的に映るのも首肯できよう。宮本の「朝鮮論」と江華島条約は脈を通じているのである。

第四に、田保橋の研究以来ほとんどの研究は、日清戦争の淵源を江華島条約に求めており、したがって条約第一款の「自主の邦」は、まさに日清対立の始まりを知らしめるシンボリックな文言になる。しかし宮本の「朝鮮論」に基づいて交渉したとすれば、「自主の邦」をはじめ条約全体において日朝双方の意見衝突はあるはずもなかつた。しかも田保橋研究の核心たる部分である「清韓宗属関係」についても、宮本は、このファクターを明確に否定して交渉に用いることをしなかつた。宮本は、朝鮮を国際社会に引きずり出す勞をとるつもりもそもそもなかつたのである。これでは日清戦争における日本側の宣戦の詔勅の最大のポイントである朝鮮に対する「啓誘」にはなるはずもなかろう。要するに、宮本による江華島条約は、田保橋の「清韓宗属関係」を以て日清戦争への道程を描く構図のうえであまり適切ではなかつたのではなかろうか。

もちろん田保橋による宮本への厳しい批判は、「朝鮮小国論」の立場から繰り出される主張に対する批判と、万国公法に則った「正当」な開国要求が物足りなかつたことに対する尤もな

批判であったとは考えられる。これはすなわち現状維持的で「消極的」であった明治二年末の宮本の「朝鮮論」に対する批判にもなるであろう。「朝鮮論」の連続線上にあった江華島条約における宮本の主張は、田保橋にとっては、いずれ因循論でしかなかったのである。

本稿では、紙幅の関係上通商章程にまで触ることはできなかった。稿を改めて検討したい。

注

- (1) 田保橋潔『近代日鮮関係の研究』上・下（朝鮮総督府中枢院、一九四〇年、文化資料調査会復刻、一九六三年）。
- (2) 坂野正高『近代中国政治外交史』（東大出版会、一九七三年）、五九七頁。
- (3) 田保橋前掲書上、一一頁。
- (4) 同上、二頁。
- (5) 註(2)と同じ。
- (6) 本書をめぐる様々な事情と評価については、旗田巍『シンポジウム・日本と朝鮮』（勁草書房、一九六九年）、金義煥『近代日鮮関係の研究』（田保橋潔著）の著述刊行の動機とその内容について（『朝鮮学報』88、一九七八年）、東方学会編『東方学回想』V先学を語る（4）（刀水書房、二〇〇〇年）を参照されたい。
- (7) 田保橋前掲書下、六三四頁。
- (8) 同上、六三七頁。
- (9) 田保橋前掲書上、四八二頁。
- (10) 高橋秀直「維新政府の朝鮮政策と木戸孝允」（神戸商科大学『人文論集』26-1・2合併号、一九九〇年）。同「廃藩置県後の朝鮮政策」（同上書29-3・4合併号、一九九一年）。同「征韓論政変と朝鮮政策」（『史林』75-2、一九九二年）。同「明治維新期の朝鮮政策—大久保政権を中心に—」（山本四郎編『日本近代国家の形成と展開』吉川弘文館、一九九六年）。同「江華条約と明治政府」（京都大学文学部『研究紀要』37、一九九八年）。
- (11) 前掲「江華条約と明治政府」、四八頁。
- (12) 韓国精神文化研究院編『韓国民族文化大百科事典』（CD-ROM版、DongBangMedia Co、二〇〇二年）。
- (13) 李基白『韓国史新論』（一潮閣、ソウル、一九六七年初版）、三二〇頁。
- (14) 李泰鎮「1876年の江華島条約の明と暗」（『韓国史市民講座』36、一潮閣、ソウル、二〇〇五年）、一二一一三三頁。
- (15) 尹昭英「朝日修好条規の歴史的位置」（『韓日関係史研究』18、ソウル、二〇〇三年）、一三〇頁。
- (16) 田保橋前掲書上、四八四頁、四八六頁、四八七頁、四九一頁、五八一頁、六〇三頁、六一一頁、六二六頁。
- (17) 拙稿「廃藩置県後の国際関係と朝鮮政策」（『史淵』133、一九九六年）、同「明治初期日朝関係の再編と対馬」（『九州史学』116、一九九六年、横山伊徳編『幕末維新と外交』（吉川弘文館、二〇〇一年）に転載）、同「明治初期における日朝交渉の放棄と倭館」（九州大学朝鮮学研究会『年報 朝鮮学』6、一九九七年）、同「癸酉政変」後の日朝交渉」（『日本歴史』621、吉川弘文館、二〇〇〇年）。
- (18) 同上「明治初期日朝関係の再編と対馬」参照。
- (19) 『大日本外交文書』第一卷第一冊（以下、第九卷以降の『日本外交文書』も含めて『外交』1-1のように略記）「朝鮮との通行取扱の件」、五七三-五七四頁。原文のかたかなまじりはひらがなに改め、旧字・異字体は新字に改めた。
- (20) 対馬藩主宗氏と家老柳川家とのお家騒動で始まり、幕府の尋問のなかで国書改竄が暴露されたが、幕府は幕臣化しようとする柳川氏を有罪とし大名の宗氏を無罪とした。詳細は、田代和生『書き替えられた国書』（中央公論社、一九八三年）参照。
- (21) 『外交』2-2、大島友之允よりの上申の口上書記、二四七-二五〇頁。
- (22) ポサドニック号事件については、日野清三郎著、長正統編『幕末における対馬と英露』（東大出版会、

一九六八年）参照。幕末の日朝関係については、木村直也「元治元年大島友之允の朝鮮進出建白書について（上）」（三田史学会『史学』57・4、一九八七年），同「文久三年対馬藩援助要求運動について」（田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』吉川弘文館、一九八七年），同「幕末の日朝関係と征韓論」（『歴史評論』516、一九九三年），同「幕末における日朝関係の転回」（『歴史学研究』651、一九九三年），安岡昭男「慶応期の幕吏遣韓策—仏米・朝鮮間調停の企図」（箭内健次編『鎖国日本と国際交流』下，吉川弘文館、一九八八年），玄明詰「文久元年対馬藩の移封運動について」（『日本歴史』536、一九九三年）など参照。

- (23) 『外交』1-1, 「宗義達に対する達書」, 七九一頁。
- (24) 『外交』1-1, 「宗義達への御沙汰書」, 九三一—九三二頁。
- (25) 明治初期の氣宇拡大のナショナリズムについては、遠山茂樹「明治初年の外交意識」（『横浜市立大学論叢』13・人文科学系列, 2・3合併号, 一九六二年），永井秀夫「維新政府の対外政策」（『明治国家形成期の外政と内政』北海道大学図書刊行会, 一九九〇年）。芝原拓自「対外観とナショナリズム」（『対外観 日本近代思想大系12』岩波書店, 一九八八年）など参照。
- (26) 一二月一四日の木戸日記は、「使節を朝鮮に遣し彼無礼を問ひ彼若不服ときは鳴罪攻撃其土大に神州の威を伸張せん」（『木戸孝允日記』第一, 一五九一一六一頁）とあり、翌年正月三〇日の日記にも「皇國の人情可治の難きを歎じ益平生所思の征韓之念勃々」（同上, 一八四一一八五頁）とある。
- (27) 『外交』3, 一四四一一四五頁。
- (28) 同上, 一四九一一五〇頁。
- (29) 『外交』2-2, 八五八一八六五頁。
- (30) 『外交』27-1, 六四八頁。
- (31) 前掲拙稿「「癸酉政変」後の日朝交渉」。
- (32) 『外交』7, 付属書二「九月四日訓導と談判申向候節目」, 三九九頁。
- (33) 朝鮮側の外交政策の意思決定過程はあまり明確ではない。主務部署として礼曹（外務省）があるが、令議政（太政大臣）の発言権も強く、最終的に国王が意思決定権を持つ。またこれとは別の回路に、国王一族と戚族の強大な発言権があった。
- (34) 『外交』8, 森山茂より寺島外務卿へ報告, 明治八年七月一六日, 一〇二一一〇五頁。
- (35) 田保橋前掲書上, 五二四一五二五頁再引用。
- (36) 『外交』8, 附記二「種田少将等に対する黒田弁理大臣に随行方の辞令」, 一四四一一四五頁。
- (37) 『大久保利通文書』第五, 大久保利通宛岩倉具視書簡, 一〇月二二日, 八六頁。
- (38) 『大久保利通日記』下巻, 二〇五頁。
- (39) 『世外井上公伝』2（原書房, 一九六八年）, 六九二一六九五頁。
- (40) 『外交』8, 附記三「訓条」, 一四五一一四七頁。
- (41) 田保橋は、「江華島事件に対する朝鮮国政府の謝罪」は、「絶対に譲歩するを許さず」としている。前掲書『近代日鮮関係の研究』上, 四二七頁。
- (42) 高橋氏は、「雲揚の行動は意図的な挑発行為であった」とし、「井上（雲揚艦長）の報告は事実ではないとする。前掲「江華条約と明治政府」, 五二頁。
- (43) 鈴木氏は、公刊されている十月八日の井上艦長の報告は、九月二九日の報告の改訂版であることを突き止めている。それによれば、九月の報告書は「測量」であったが、改訂版には「探水」と変わっており、先に発砲したのも雲揚号であったとする。鈴木淳「雲揚」艦長井上良馨の明治八年九月二九日付け江華島事件報告書」（『史学雑誌』111-12, 二〇〇二年）
- (44) 李泰鎮氏も、鈴木氏とほぼ同趣旨の主張をしており（「雲揚号事件の真相—事件の経緯と日本国旗掲揚説の真偽—」（『朝鮮の政治と社会』集文堂, ソウル, 二〇〇二年））、「雲揚号事件は陰謀以上の闇の計略の所産であることが明白になった」とする。李泰鎮前掲「1876年の江華島条約の明と暗」, 一三八頁。尹昭英氏は、「この事件（雲揚号事件）の主体が日本であったことを朝鮮政府は気づかなかった」とする。前掲「朝日修好条規の歴史的位置」, 一六七頁。
- (45) そもそも雲揚号問題をとりわけ強調して交渉に当たるよう勧めたのは、ボアソナードだったようである。ボアソナードは、雲揚号の「凌辱の償補」と「旧交」の頓挫していることの二点をもって朝鮮に迫るべき

ことを説いている。二点の順序は「更に論ずるを待たず即ち初めに償補を得ること次に将来の交際を調ふる事」とする。しかしこれはあくまでも「一箇の方便なるべし」といっており、「朝鮮をして其旧交を継ぐの大節目に応ずるとき」すなわち朝鮮が条約締結に応じた場合は、雲揚号事件の補償は条約締結の障害物とはならなかつたのである。このような交渉の基本方針が、三条や大久保らの政府の内諭として現れたのであろう。市川正明編『日韓外交史料』1（原書房、一九七九年）「ボアソナード意見書」、四一八頁。

- (46) 『外交』8, 附記二「森山広津より外務卿に上申せる書」、一三四一一三七頁。
- (47) 『世外井上公伝』2, 七〇〇一七〇一頁。
- (48) 『外交』8, 附記四、黒田弁理大臣への内諭、一四七一一四八頁。
- (49) 田保橋前掲書上、四三七一四三八頁。『大久保利通日記』下巻、四六七頁。
- (50) 『外交』9, 「森山外務権大丞等と仁川府使との応接記」、四四一四九頁。
- (51) 『外交』9, 二月一九日「日鮮修好通商条約案内議に関する記事」、九七一九九頁。
- (52) 『外交』9, 「黒田弁理大臣等の帰国延期方要請の件」、一〇九一一一〇頁。
- (53) 田保橋前掲書上、四七二一四七八頁。『外交』9, 「朝鮮国との修好条規」、一一四一一一九頁。

〔付記〕本稿は、平成15年度札幌学院大学「研究促進奨励金」の補助を受けた。

The Policy of Koichi Miyamoto toward Korea and The Treaty of Kokato

There are various evaluations concerning the conclusions of the Treaty of Kokato in 1876. The traditional view in Japan is that it opened Korea to the world and led to an internationalization of Korean society. It was assumed to be an "Enlightened" treaty. On the other hand, another view held that it was a "one sided" treaty led to the "invasion" of Korea notwithstanding that it opened the country. The old view was that, Whether it was an invasion or enlightenment, Korea passively accepted the outcome.

However, new evaluations have questioned this view and recently it has been announced that the Treaty of Kokato showed that Korea was positive and Japan was passive. This is based on historical sources in Korea.

How did this reversal happen? This paper approaches the character of the treaty and the realities of the negotiations based on Japanese sources, at the same time bearing in mind the new evaluations from Korea. I want to focus on the diplomat, Koichi Miyamoto, Who was deeply involved in the early foreign policy toward Korea. He also made the document "Chosenron". Finally, I will clarify on the character and realities of the Treaty of Kokato.

Key Words: Koichi Miyamoto, The treaty of Kokato, invasion, enlightenment, Seikanron, Chosenron

(ジェ ホンイル 本学人文学部教授 日本近代史専攻)